

令和2年3月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和2年3月総会

萩市農業委員会総会議事録

3月17日(火) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第19号 農用地利用集積計画の決定について
議案第20号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第21号 水田埋立による畑地造成の届出について
議案第22号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について
議案第23号 現況確認書の交付について
議案第24号 農用地利用集積計画の取消しについて
議案第25号 農用地利用集積計画の決定について

○出席委員(16名)

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 品川 民雄 | 2番 田村 廣 |
| 3番 原田 知美 | 欠番 |
| 5番 小野村 壽美夫 | 6番 佐伯 泰資 |
| 7番 烏田 茂夫 | 8番 長富 繁美 |
| 9番 原川 久美子 | 10番 岡崎 弘明 |
| 11番 松田 由美子 | 欠席 守永 正範 |
| 13番 鈴川 肇 | 14番 藤田 芳昭 |
| 欠席 中村 博和 | 16番 矢次 利典 |
| 17番 吉村 剛 | 18番 尾木 武夫 |
| 19番 片岡 兼雄 | |

○議事録署名委員

- 5番 小野村 壽美夫 14番 藤田 芳昭

○議 事

事務局長 只今から、令和2年3月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員18名中、16名の出席があり、萩市農業委員会議事規

則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、5番 小野村委員、14番 藤田委員にお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第17号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案17号第1項についてご説明いたします。議案は2ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積243㎡ 外3筆、田の面積が2,375㎡、畑の面積が536㎡です。譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は0㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、●●●さんは、県外に居住しており維持管理が困難なことから、売却の意向があり、空き家バンクを通じて●●●さんに家屋を譲り渡すことになり、農地についても同様に売り渡すことで合意に至り、双方連名により本申請に至ったものです。譲受人の●●●さんは年齢●●●歳で、現在は非農家で、申請地取得後の経営面積は2,911㎡ですが、申請地は、空き家に付属する農地の指定を受けておりますので、下限面積1アールの適用を受けます。取得後の農作業従事日数は、ご本人さん120日、旦那さんが100日となっています。

次に場所ですが、現地については●●●地区担当の●●●委員さ

んと事務局で確認しました。申請地は、●●●から南へ約1 kmの地点にあり、●●●さんのお宅から数百メートルの着色した箇所となります。

営農計画ですが、取得後は主に野菜を栽培されます。

農機具については、草刈機2台、運搬車1台、耕運機1台を保有されています。親族が近くにおられることから、必要な農機具や手間については応援をお願いされるとのこと。以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第17番 この件につきましては、前回の案件と同じ土地でございます。現地確認については、前回2月4日、農業委員と事務局とで確認しておりますので、今回は行っていません。●●●さんとお話ししましたところ、あとに●●●さんが土地を譲り受けられるということです。また、農業も初心者だそうで、約3反されるそうですが、いざとなれば、●●●の方でも責任を持って面倒をみていこうと思っております。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 初心者だということで、何かあったら●●●さんの方で面倒を見ていかれるということです。それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次の第2項は、●●●委員さんのご親族に関する案件となります。

●●●委員さんにつきましては、「議事規則第11条」の規程により、議事に参与することができません。一度退席をお願いします。

(●●●委員さん退席)

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記、現況ともに田、面積2,187㎡です。譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は50,345.45㎡、内容は田及び畑です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、遠距離のため維持管理が困難なこと、譲受の申し出があったことから農地を手放すこととし、譲受人の●●●さんは規模拡大の意向があることから、合意に至り、双方連名により本申請に至ったものです。譲受人の●●●さんは年齢●●●歳で、田が約4町9反、畑が約1反のあわせて5町の農業経営に従事されており。年間農作業従事日数は、ご本人さん150日、旦那さん20日、お父さん300日、お母さん200日となっています。

次に場所ですが、現地については3月3日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で確認しました。申請地は、●●●から北西へ約3kmの地点にあり、着色した箇所となります。●●●さんの自宅から約4kmの位置にあります。

営農計画ですが、取得後は水稲、野菜を栽培される予定です。

農機具については、トラック2台、トラクター1台、管理機1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥調製機械一式を保有されています。農作物については、JAに出荷される予定です。以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第14番 これは、今事務局より説明があったとおりですが、3月3日、●●●推進委員と●●●委員と、私と事務局で現地確認しました。現状は、田は荒れていますが、ここが水源地となって下の方に流れなくてはいけないのですが、田が荒れているのでよそに水が流れている状況です。そのようなことで、これから水元となって、下の方にバイパスを作って水を流していく意味で、この土地が必要になってくるということです。そして、ここで野菜に取り組まれるそうです。ご存知のように、●●●さんは●●●でもナンバーワンの農家です。そして、娘夫婦さんも頑張っておられますので、よい条件ですので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第18号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第18号第1項についてご説明します。議案は4ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

3月5日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。申請地は、●●●から南東へ約1km、宅地化が進行する第1種低層住居専用地域内にあり、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、登記、現況地目ともに畑、面積132㎡、併用地を含めた全体面積は271.57㎡です。転用者は、●●●の●●●さんと●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。転

用目的ですが、転用者の●●●さんご夫婦が申請地を取得し、自己用住宅を建築するもので適当です。場所は、●●●の●●●の手前約400mの位置になります。緑で着色した箇所になります。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側と西側は道路、西側と南側は宅地であり、問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、申請地にこのように住宅を建設します。用排水計画ですが、雨水は敷地内にためますを設置し、西側の水路へ排水し、汚水は西側市道内の公共下水道へ接続させるため適当です。

被害防除計画ですが、表土をはいで20cmの盛土を行い、地ならしするため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第10番 この件につきましては、3月5日、●●●推進委員さん、事務局と私で現地調査を行いました。内容につきましては説明のとおりでございます。併用地であります、黄色の部分は、現在家が建っております。所有者のお母さんが住んでおられましたが、亡くなられてずっと空き家になっていましたが、息子さんがたまに●●●から帰って来られてましたが、これからどうなるのかと思っておりましたところ、このように譲り受けが出来て、農地はなくなりますが、●●●の人口は増えるということです。周りが第1種低層住居専用地域内なので、しょうがないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事 務 局 議案第18号第2項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

3月4日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南へ約2.5km、過去に公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請地は、●●●、登記、現況地目ともに田、面積466㎡です。転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、転用者の●●●さんが義理のお父さんにあたる●●●さんから申請地を借り受け、自己用住宅とカーポートを建築するもので適当です。場所は、●●●から●●●へ向かい、●●●の信号を右に入った●●●集落で、三差路から約850mの位置になります。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、西側は道路、東側・南側・北側は所有者の農地及び雑種地であり、問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、申請地にこのように住宅とカーポートを建設します。

用排水計画ですが、雨水は敷地内にためますを設置し、西側の道路側溝へ排水し、汚水は西側市道内の農業集落排水設備へ接続させ

るため適当です。

被害防除計画ですが、表土をはいで40cmの盛土を行い、整地します。北側の農地との境界には石垣があり、また、住宅と境界まで十分なスペースがあり土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第10番 この件につきまして、3月4日、●●●推進委員さん、事務局と私で現地調査を行いました。内容につきましては、ご説明のとおりでございます。ここの集落は家が点在するところで、両サイド山、奥に行くと山というようなところですが、一枚の田が三段になっていて、基地局もありました。新しく若い人が家を建てられるということで、農地はなくなりますが、ここの集落の農地が荒れていくことを考えますと、しかたないことだと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第3項の説明をお願いします。

事務局 第3項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

3月6日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南へ380m、過去に公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請地は、●●●、登記、現況地目ともに畑、面積1,458㎡外1筆、合計で2,499㎡です。転用者は、●●●の●●●で、所有者は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、転用者の●●●が申請地を取得し、申請地の近隣に所有する●●●の●●●の入居者用の駐車場59台分を整備するもので適当です。場所は、●●●の近隣になります。●●●は申請地から約100mの位置になります。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、西側・北側・南は道路、東側に農地がありますが、耕作者より隣接農地承諾書が提出されており、問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、申請地にこのように駐車場59台分整備します。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で地下浸透、汚水は発生しないため問題ありません。

被害防除計画ですが、申請地のうち●●●は、25cmの盛土を行い整地しアスファルト舗装します。また、●●●は、盛土を行い整地し砂利敷きします。東側の農地との境界は土羽打ちします。雨水も隣地の農地は逆方向へ流れるため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第5番 この件につきましては、3月6日、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。今の説明のとおりでございますが、●

●●の●●●も増え、●●●に入っているのは、ほとんどが●●●
●でございますが、駐車場が足りなくなって、路上駐車されても
近所の方にご迷惑を掛けるということです。所有者の方も高齢で
農業が出来ないので、農地が減るのも残念なことではございます
が、しょうがないと思いますので、ご審議のほど、よろしく願
いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方
は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第19号「農用地利用集積計画の決定について」を、
議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第19号を説明いたします。

集積計画の作成について、基盤強化法第18条第1項の規定によ
り、同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員
会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとさ
れています。集積計画について市からの諮問がありましたのでご審
議いただきます。それでは、お手元におくばりしている、別冊の、
農地中間管理事業による利用権設定状況（令和2年4月1日現在）
の資料をご覧ください。この表は、4月1日に農地中間管理事業に
より設定される利用権の利用権を示したもので、全地域の利用権設
定面積は表のとおりとなっています。以下、一番下の合計の欄を読
みあげていきます。左から令和2年4月1日新規及び再設定される
ものの合計は、件数51件、筆数164筆、田の面積が235, 1
11 m²、畑の面積が27, 079 m²です。内容は萩地域が（株）i
ARU、田万川地域が須川さん、むつみ地域が木村さん、長田さん、
農事組合法人むつみ、旭地域が農事組合法人佐々並中央、農事組
合法人高津、福栄地域が農事組合法人HN紫福、農事組合法人たたら大
地紫福、農事組合法人ひらばらの里、農事組合法人ふるさと長尾の

8組織および、個人が受け手となっております。次に、もう一部の利用権設定状況 令和2年4月1日現在の資料をご覧ください。以下、一番下の合計の欄を読みあげていきます。左から、新規に設定されるものの合計は、全地域で件数83件、筆数198筆、田の面積が306,638㎡、畑の面積が9,319㎡です。期間満了となり、引き続き更新するものの合計が件数335件、筆数884筆、田の面積が1,324,951㎡、畑の面積が42,640㎡です。令和2年4月1日現在の、新規及び更新の利用権設定は、件数418件、筆数1,082筆、田の面積が1,631,589㎡、畑の面積が51,959㎡、合計で1,683,548㎡となります。以上、本集積計画において、利用権設定等を受ける者は、基盤強化法第18条第3項の受け手の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。この利用権設定ですが、全体面積の何割にあたるのですか。

事務局 確かな数字ではないのですが、全体で1,400haの利用権設定が萩管内であると記憶しています。その内の168haになると思います。

議 長 わかりました。ほかにございませんか。それでは、採決いたします。議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第19号は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議 長 議案第20号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。第1項から9項まで一括して、説明をお願いします。

事務局 議案第20号農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。議案は7ページからです。

第1項、●●●、●●●、地目、登記・現況ともに田、面積2,375㎡、田の合計が、2,375㎡、賃借人は●●●の●●●で、

賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は別の第三者が農地法第3条で取得されます。

第2項、●●●、●●●、地目、登記・現況ともに田、面積1,159㎡、田の合計が1,159㎡、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は自作されます。

第3項、●●●、●●●、地目、登記・現況ともに田、面積863㎡、田の合計が863㎡、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は自作されます。

第4項、●●●、●●●、地目、登記・現況ともに田、面積700㎡外1筆、田の合計が1,159㎡、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は別の耕作者と利用権設定されます。

第5項、●●●、●●●、地目、登記・現況ともに田、面積606㎡外1筆、田の合計が2,730㎡、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は別の耕作者と利用権設定されます。

第6項、●●●、●●●、地目、登記・現況ともに田、面積2,217㎡、田の合計が2,217㎡、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は別の耕作者と利用権設定されます。

第7項、●●●、●●●、地目、登記・現況ともに田、面積1,476㎡、田の合計が1,476㎡、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は別の耕作者と利用権設定されます。

第8項、●●●、●●●、地目、登記・現況ともに田、面積2,

649㎡、田の合計が2,649㎡、賃借人は●●●の●●●さん
で、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、
解約後は別の耕作者と利用権設定されます。

第9項、●●●、●●●、地目、登記・現況ともに田、面積2,
468㎡、田の合計が2,468㎡、賃借人は●●●の●●●さん
で、賃貸人は●●●の●●●さんです。
権利の種類は合意解約で、解約後は自作されます。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。
●●●さんの案件が多いようですが、何か理由があるのですか。

事 務 局 ●●●さんがこの辺り一体を耕作しておられましたが、それを●
●●さんが引き継がれ、耕作されるということです。

議 長 ●●●さんがどのような状況でこのような結果になったのですか。

事 務 局 ●●●さんが忙しくて手が回らなくなったようです。去年、作付
けはされたようですが、忙しくて刈ることが出来なかったようです。
地元の方とも話し合われて、このたび、●●●さんから●●●さん
に耕作者を移行しようということで、話がまとまったようです。

議 長 手が回らなくなったのは、他に耕作しておられるのですか。それ
とも、高齢化により耕作が出来なくなったのですか。

事 務 局 ●●●さんはまだお若い方で、耕作はできるのですが、忙しいよ
うです。

議 長 他に発言はございませんか。

(発言なし)

議 長 発言がないようですので、議案第20号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議 長 議案第21号「水田埋立による畑地造成の届出について」を、議題

に供します。

第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第21号第1項、水田埋立による畑地造成の届出についてご説明します。議案は10ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

届出地は●●●、登記、現況地目ともに田で、面積952㎡のうち120㎡、届出者は●●●の●●●さんです。届出地は、●●●の●●●地区で、●●●から●●●へ向かう交差点を●●●の方向に約650mに場所に位置し、●●●さんの自宅の隣接地です。畑地造成後は普通畑として露地野菜を作付けするもので、造成にあたっては産業廃棄物を投機しないこと、埋立て完了後は畑として耕作すること等についての誓約書が添付されています。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 発言がないようですので、以上で議案第21号の報告は終わります。

(報告事案-3)

議長 議案第22号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について」議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第22号についてご説明いたします。議案は12ページです。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、市農政課から農用地区域からの除外について意見書交付の依頼があったものです。

第1項、●●●、登記・現況地目ともに畑、面積547㎡のうち6.25㎡、所有者は●●●の●●●さんで、転用者は●●●、●●●さんで、転用目的は携帯電話無線基地局の設置です。

当該地につきましては、認定電気通信事業者が中継施設を設置するために必要な土地であり、農地法施行規則第53条第14号に該当し農地転用許可を要しないとともに、周辺農地の営農や農用地の利用の集積に支障を及ぼすものではないことから、農用地区域からの除外について異議ない旨の意見書を交付しています。地図があり

ませんが、場所については●●●になります。県道をずっと上がって行って、拡幅工事をしている所から、杉林を抜ぬけた集団農地から外れた端のところになります。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 本来、農業委員会の許可を要する案件ではありませんが、もしそのことによって、周辺への被害等がおよぶおそれがある場合には、我々の方から注意喚起できますし。特に発言がないようですので、以上で議案第22号の報告は終わります。

(報告事案-4)

議長 議案第23号「現況確認書の交付について」を議題に供します。

議長 第1項から第2項まで一括して、説明をお願いします。
事務局 それでは議案第23号についてご説明いたします。議案は14ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

第1項申請地は、●●●から南へ約2.3kmに位置する●●●、登記地目は畑、面積704㎡外7筆、合計で4,093㎡です。申請人は●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は平成10年頃から耕作しておらず、現在に至っている。本調査によると、申請地は竹が繁茂しており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。場所は、先ほど樺河内地区の農地転用の申請地から約340m手前に位置します。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第2項申請地は、●●●から北へ3.3kmに位置する●●●、登記地目は田、面積220㎡、申請人は●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は長年耕作しておらず、現在に至っている。本調査によると、申請地は原野化しており、農地としての現況

をとどめていないため非農地に認定したものです。場所は、先ほど●●●で3条申請のありました農地の近隣です。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第23号の報告は終わります。

議 長 続いて、追加議案を議題に供しますが、議案第24号「農用地利用集積計画の取消しについて」と議案第25号「農用地利用集積計画の決定について」は、関連がありますので同時審議とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。議案は、お手元にお配りしております追加議案15ページからです。まず議案第24号、農用地利用集積計画の取消しですが、昨年11月総会で決定したもので、令和元年12月1日付で公告された、農地中間管理事業に係るものです。

これにつきまして、市農政課より議案16ページのとおり、取消しについての申し出がありました。理由は、利用権設定の始期を12月1日から4月1日に変更するためです。このため、取消しと同時に令和2年4月1日を始期とする農用地利用集積計画の決定について、議案第25号としてお諮りします。

それでは議案の28ページ、農地中間管理事業による利用権設定状況（令和2年4月1日）の資料をご覧ください。

4月1日に設定されるものは、件数が49件、筆数が203筆、田が232、418㎡、畑は1、387㎡、面積の合計は233、805㎡です。利用権設定の内容については、以下のページのとおりとなっています。

このたびの集積計画案は、農地中間管理権の設定後、地域の農事組合法人がすべて借り受ける予定であり、決定については問題ないものと考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 ないようですので、採決いたします。議案第24号、議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第24号、議案第25号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時15分

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和2年3月17日

萩市農業委員会会長

片岡 英雄

委員

木野村 与美夫

委員

藤田 芳昭